

埼玉県報

第 3037 号 平成 30 年(2018 年) 9 月 14 日 金曜日

目 次

告示

- O 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する入札公告(衛 生研究所)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 羽尾表前土地改良区の役員退任届(東松山農林振興センター)
- 清算法人羽尾表前土地改良区の清算人就任届(東松山農林振興センター)
- 入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業の換地処分の公告(市街地整備課)
- 鴻巣都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- ヘリコプター(アグスタ式A109E型JA323N) 3200 時間点検の請負に関する落札者 等の公示(会計課)
- ヘリコプター部品 (メインローターギヤボックスほか6品目) 修繕に関する契約の相手 方等の公示 (会計課)
- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 男性警察官用短靴の製造請負(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道所沢青梅線の区域の変更 (川越県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(熊谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- O 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
- 埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)

$\overline{}$	埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
0	
0	埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する落札者等の公示(水道管理課)
0	不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)
0	平成30年9月3日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等(選
•	举管理委員会)
	学自任安良云/

埼玉県告示第九百八十八号

平成三十年九月十四日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年3月1日(金)から平成36年2月29日(木)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成28年埼玉県告示第999 号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番1 埼玉県衛生研究所 水・食品担当 今井 電話0493-59-9416 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月30日(金)午前10時30 分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月29日(木)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(4) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月30日(金)午前10時 30分まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 平成30年11月30日(金)午前10時40分

- 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 次のいずれかの方法で平成30年11月2日(金)午後5時までに提出し、競争入 札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年10月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a High Performance Liquid Chromatograph Triple Quadrupole Mass Spectrometer

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 10:30 am, November 30, 2018

By mail: 5:00 pm, November 29, 2018

In person: 10:30 am, November 30, 2018

(3) Contact Information:

Water and Food Inspection Group, Institute of Public Health, Saitama Prefecture

Ewai 410-1, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken 355-0133, Japan

Phone: 0493-59-9416

埼玉県告示第九百八十九号

出 公告し、及び当該届出等を次の \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等について、 同条第三項に (平成十年法律第 とおり縦覧 お いて準 に 九 はまる。 用する同法第五条第三項 +一号)第六条第一 項 0 規定に \mathcal{O} 規定により . よる届

平成三十年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ坂戸店

埼玉県坂戸市八幡二―五―三十八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) コジマNEW坂戸店

埼玉県坂戸市八幡二―五―三十八

(変更後)コジマ×ビックカメラ坂戸店

埼玉県坂戸市八幡二―五―三十八

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び 住所並 び に法 人にあ 0 ては

代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺﨑悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗 品において 小 売業を行う 者 \mathcal{O} 氏 名又 は 名称 及 び 並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市

星が

丘二丁

目

番八号

変更年月日

ハ

平成二十六年九月六日:

二 届出年月日

平成三十年八月三十日

一縦覧期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持 大規模小売店舗立 地 法第 0 ため配慮すべき事項に 八 条第二項の 規定に り、 つい て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 県に 周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百九十号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ し、及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お いて準 に 九 はまる。 用する同法第五条第三項 +_ 号)第六条第一 項 0 規定に \mathcal{O} 規定により . よる届

平成三十年九月十四日

埼玉県知事

上

田

清

司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ所沢西店

埼玉県所沢市林三丁目五百七—

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) コジマNEW所沢西店

埼玉県所沢市林三丁目五百七

(変更後)コジマ×ビックカメラ所沢西店

埼玉県所沢市林三丁目五百七—

大規模小売店舗を設置する者 の氏名又は名称及び 住所並 び に法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺﨑悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗 品において 小 売業を行う 者 \mathcal{O} 氏 名又 は 名称 及 てバ 並 び 法

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後)

株式会社コジ

7

代表取締

役

木村

一義

ハ 変更年月日

平成二十七年二月二十八日外

二 届出年月日

平成三十年八月三十日

一縦覧期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持 大規模小売店舗立 地 法第 0 ため配慮すべき事項に 八 条第二項の 規定に り、 い て意見を有する者は、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 県に 周辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百九十

出 り \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 覧に供する。 概要等につい て、 同条第三項の (平成十年法律第 規定に 九 ょ +り 公告し、 一 号) 第五条第一 及 び当該 届 項 出 \mathcal{O} 規定に [等を次 のとお ょ る届

平成三十年九月十 兀 日

埼玉 知 上 田 清 司

届 出 \mathcal{O} 概要等

イ 大規模小売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所 在 地

仮 (称) ベ ル ク 和 光白 字

埼玉 一県 和 光市 白 子三丁 目 中 央 土 地 X 画 整 理事業五 街 区 五

口 大規模小 売店 Ű 舗 \mathcal{O} 所並 設置 者及 び び 当該 大規 模 小 売店 舗 お 11 て 小 売業を行う者 \mathcal{O}

大規模小売店舗 \mathcal{O} 設置者 氏

名又は名称及

住

に法

人にあ

0

ては

代

表者

氏

式会社 ベ ル ク 代 表取 締 役 大島孝之

玉県 鶴 ケ 島 市 脚 折 千六 百四十六番

大規模小売店 舗 お 11 て小 売業を行う者

式会社 ベ ル ク 代 表取 締役 大島孝之

埼玉県 鶴 ケ 島市 脚折千六百四 +-六番

ハ 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 新設をす る 日

成三十一年五 月 日

= 大規模小 売店舗 内 \mathcal{O} 店 舗 面 積 \mathcal{O} 合計

二千百二十平方メ ル

ホ 大規模小 売店舗 \mathcal{O} 施設 \mathcal{O} 配 置 12 関す る事 項

駐車場の 位置及び 収容台 数

置 図面 省略 収容台 数 台

駐 \mathcal{O} 位 置及 び 収容台

位 置 义 面 省 略 収容台 数 九

荷さば き施設 \mathcal{O} 位 置及 び 面 積

位置 义 面 省 略 面積 七二平方 メ ル

廃棄物 等 \mathcal{O} 保管施 設 \mathcal{O} 位置 及び容量

义 面 省 略 容量 \bigcirc 立方 メ

模 小 店 舗 \mathcal{O} 施設 \mathcal{O} 運営 方法に . 関 す る 事 項

 \sim

大

規模

小

売店舗

お

11

7

小

売業を行

Š

者

 \mathcal{O}

開店時

刻

及び

閉

店時

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さば き施設 に お 11 て荷 さ ば きを行うことが できる時間 帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該 大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 辺

地域 \mathcal{O} 生活 :環境の 保 持 \mathcal{O} た 8 配慮すべ き事項に 9 V て意見を有する者は

 \mathcal{O}

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

半成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百九十二号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次の 0 いて、 同条第三項に (平成十年法 とお お ŋ 縦覧 律第 1 . て 準 に 九 供する。 用する同 +__ 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定 に ょ ょ る届 り

平成三十年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅高架下店舗

埼玉県草加市氷川町千九百七十外

ロ 変更の概要

大規 模 小売店: 舗 に お 11 て 小 売業を行う者の 氏名又は 名称及び 住所並 び に

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式 会社ヴ 1 • ド • フ ラン ス 代 表 取 締 役 村 上 知

東京 不都千代 田 区 岩 本 ·町三丁 目十 · 番 一号 外 計 四十二者

(変 更後) 株式会社ヴ 1 ド フ ラン ス 代 表取 締 役 村 上 一知義

東京都千代田 区 岩 本 ·町三丁 目十番 一号 外 計 五十五者

ハ 変更年月日

平成二十九年九月二十六日

ニ 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年 九 月 +兀 日 カュ 5 平 成三十 _ 年 __ 月 + 兀 日 ま で

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模小 売店 舗 <u>\f</u> 地 法第 八 条第二項の 規定 12 ょ り、 当該大規模小売店 舗 \mathcal{O} 周 辺

 \mathcal{O} 地域 \mathcal{O} 生活 環 境 \mathcal{O} 保持 \mathcal{O} た 8 配慮すべ き事 項 12 9 V て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第九百九十三号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法 とお り縦覧 お いて準 律第 に 九 はまる。 用する同 +_ 号) 法第五条第三項 第六条第二 項 0 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ 1)

平成三十年九月十四 日

埼 玉 知 事 上 田 清 司

届 出 \mathcal{O} 概要等

イ 大規模小売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所在 地

草加駅高架下 ·店舗

埼玉 県草加市氷川 町 千 九 百 七 +外

口 変更の 概要

駐輪場 の位 置及 び 収 容台

(変更前) 位置 図面省略 収 容台 数 四六 〇台

(変更後) 位置 図面 省略 収 容台数 四六 〇台

廃棄物等の 保管施 設 \mathcal{O} 位置 及び容量

(変更前) 位置 図面 省略 容量 立 方 X ル

(変更後) 位置 図面 省略 容量 _ 八立方 メ 1 ル

大規模小売店舗 におい て小売業を行う者の 開店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻

(変更前) 株式会社ヴィ • K • フランス 午前七 時 カュ 6 午 · 後 九 時

その 他の 小売業者 午前十 時 から午後九 時

ド

ス

午

後

九

株式会社セブン-株式会社ヴィ イ フラン レ ブン・ ジ ヤパ 午 前七 ン 時から 午 前零 時 カュ 5 時 翌午前

(変更後)

その 他の 小売業者 午前十 時から午後 九 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時三十分から午後九時三十分

(変更後) 午前 零時から翌午前零時

荷さばき施設に お V て荷さばきを行うことが できる時間

(変更前) No. A 荷さば はきスペ ース 午前零時から翌午前零時

No. B 荷さばきスペ ス 午後八時 カュ ら午後九時三十分

変更後) No. A 荷さばきスペ ス 午前零時 か ら翌午前零時

 \Box 荷さばきス \sim ス 午 ·前六時 カュ ら午後十時

ハ 変更年月

平成三十一年四月三十 日

二 届出年月日

平成三十年八月三十日

二 縦覧期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

 \mathcal{O} 地域の 大規模小売店舗立 生活環境の 保持 一地法第 \mathcal{O} ため配慮すべ 八 条第二項の 規定によ き事 · 項 に り、 0 V 当該大規模小売店舗 て意見を有する者は \mathcal{O} 県に 周辺

対 意見書の提出に より これを述べ ることが できる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年一月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第九百九十四号

り届出があった。 羽尾表前土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成三十年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏	名			住所	<i>11</i> 11			
理 事	内	田		實	埼玉県	北企郡	滑川町	· 大 字	羽尾千四百五十八番地
同	上	野		廣	同	同	同	同	羽尾千百五十九番地三
同	小久	保	三三三	男	同	同	同	同	羽尾千四百三十二番地
同	小	林	_	夫	同	同	同	同	羽尾千三百八十三番地
同	赤	沼	久	義	同	同	同	同	羽尾六百四十一番地一
同	赤	沼	文	雄	同	同	同	同	羽尾六百四十九番地
同	赤	沼	正	副	同	同	同	同	羽尾千四百四十五番地
同	赤	沼	義	弘	同	同	同	同	羽尾千三百八十七番地
同	内	田	敏	雄	同	同	同	同	羽尾千四百七十六番地
同	島	田	正	_	同	同	同	同	羽尾千五百十九番地
同	上	野	建	司	同	同	同	同	羽尾千四百番地
同	飯	塚	金	夫	同	同	同	同	羽尾百四十五番地
同	井	上	喜	平	同	同	同	同	羽尾千二百七十三番地
同	上	野	庄	吉	同	同	同	同	羽尾千七十四番地
同	上	野	直	行	同	同	同	同	羽尾千二百三十八番地一
同	井	上	良	雄	同	同	同	同	羽尾千三十八番地
同	福	田	茂	男	同	同	同	同	羽尾四百五十三番地

示

埼玉県告示第九百九十五号

る とおり届出があった。 滑川町羽尾表前土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所 同法第十八条第十六項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項にお 平成三十年八月二十九日 [解散認可 に 9 V した比企 て準用す V て、 次

平成三十年九月十四 日

埼玉県 知 上 田

清

司

清 算 \mathcal{O} 氏名及び住所

田 玉県比企 郡滑川町大字羽尾千四百五 +八 番 地

所

上

野

同

同

同

同

羽

尾千百五十

九

番

地三

小 久保 同 同 同 同 羽尾千四百三十二番地

小 同 同 同 同 羽尾千三百 八十三番地

義 同 同 同 同 羽尾六百 四十一番地一

同 同 同 羽尾六 百 兀 +· 九番地

正 同 同 一 同 同 同 羽尾千三百八十七番地 羽尾千四百四十五番地

赤

赤

同

赤

文

赤

口 同 同 羽尾千四百 七 十六番地

同 同 同 同 羽尾千五百十九番地

同 同 同 同 羽尾千四百番地

同 同 同 同 羽尾百 四十五番地

同 同 同 羽尾千七十四番地

口 羽尾千三十八番地 上

同

同

同

尾千二百三十八

番地

井

上

同

井

喜

同

同

同

同

尾千二百七十三番

地

飯

夫

建

司

正

羽 尾四百五十三番 地

埼玉県告示第九百九十六号

り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定によ 平成三十年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

鑑定殺	九月三日	狭 山 市	二頭	患畜	山 羊 病
<u>処</u> 置	発生年月日	区 発生場所又は	群 頭 数 又 は	と いっぱ と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	家畜の種類

埼玉県告示第九百九十七号

出があつたので、同条第四項の規定により公告する。 間市から入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業について換地処分をした旨の届 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により入

平成三十年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第九百九十八号

て縦覧に供する。 二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課におい る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第 第二十条第一項の規定により鴻巣市から鴻巣都市計画土地区画整理事業の変更に係 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成三十年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第九百九十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 購入等件名及び数量
 - ヘリコプター (アグスタ式A109E型JA323N) 3200時間点検の請負 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成30年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所朝日航洋株式会社 東京都江東区新木場4丁目7番41号
- 5 落札金額 44,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県告示第千号

平成三十年九月十四日相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

- 1 購入等件名及び数量 ヘリコプター部品(メインローターギヤボックスほか6品目)修繕 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年7月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 兼松株式会社 兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地
- 5 契約金額55,936,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

埼玉県告示第千一号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 購入等件名及び予定数量 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負(単価契約) 6,703着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成30年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額 47,344,629円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県告示第千二号

平成三十年九月十四日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

- 1 購入等件名及び予定数量男性警察官用短靴の製造請負(単価契約) 5,977足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成30年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所加賀屋産業株式会社 東京都千代田区外神田2丁目1番4号
- 5 落札金額 27,434,430円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号告 宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成三十年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

平成三十年九月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

道路の種類 県 道

線 名 所沢青梅線

三 道路の区域

新	lΒ	旧 新 別	
四一番四二地先まで)也にいつ司司三ヶ島立つ目立所沢市三ケ島五丁目五四一番四	区間	
一五・〇〇	九・二〇~ 一五・〇〇	(メートル) 敷地の幅員	
	三七・三〇交差点改良事業による		
る			

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

一許可番号

平成三十年七月二十四日

指令川建セ第三〇〇〇〇五一号

一検査済証番号

平成三十年九月十二日

川建セ第三〇〇〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東四丁目十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号告 一宗

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年九月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

		秩 - 一号	指定番号
第一項第四号	第四十二条	建築基準法	道路の種類
	十二日	平成三十年九月	指定の年月日
地先まで	ら埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六	埼玉県秩父市大宮字下上野原九百五番三地先か	指定に係る道路の位置
		三九〇・〇	(単位メートル) 道路の延長 で係る
		一〇・〇~一九・〇	(単位メートル) 道路の幅員 に係る

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平 野 隆

許可番号

平成三十年八月二十二日

指令越建セ第二八〇〇三四二号

一検査済証番号

平成三十年九月十二日

越建セ第二五二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十三番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県さくら市押上二百八十八番地

西田 敬子

埼玉県公営企業告示第三十八号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県大久保浄水場で使用する電気 予定使用電力量 101,607,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県大久保浄水場総務部総務担当 埼玉県さいたま市桜区大字宿618 埼玉県大久保浄水場
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 埼玉県大久保浄水場
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 1,300,728,880円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第三十九号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県庄和浄水場で使用する電気 予定使用電力量 15,910,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県庄和浄水場総務部総務担当 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 211,625,541円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第四十号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県行田浄水場で使用する電気 予定使用電力量 27,611,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県行田浄水場総務部総務担当 埼玉県行田市小針 1632 番地
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県行田市小針 1632 番地 埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 354,163,793円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第四十一号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県吉見浄水場で使用する電気 予定使用電力量 16,054,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県吉見浄水場総務部総務担当 埼玉県比企郡吉見町大和田 198
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県比企郡吉見町大和田 198 埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 210,464,723円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第四十二号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 21,738,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県大久保浄水場総務部総務担当 埼玉県さいたま市桜区大字宿618 埼玉県大久保浄水場
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県狭山市大字上赤坂 471-3 埼玉県上赤坂中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 279,100,330円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第四十三号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 7,323,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県行田浄水場総務部総務担当 埼玉県行田市小針 1632 番地
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県熊谷市小江川 1793 番地 1 埼玉県江南中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 104,352,813円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第四十四号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

埼玉県公営企業管理者 <u>\</u> Ш 吉 朗

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 6,194,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県行田浄水場総務部総務担当 埼玉県行田市小針 1632 番地
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県行田市荒木 4908 番地 埼玉県荒木取水ポンプ所
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 88,326,438円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第四十五号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

埼玉県公営企業管理者 <u>\</u> Ш 吉 朗

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 4,250,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県吉見浄水場総務部総務担当 埼玉県比企郡吉見町大和田 198
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県東松山市西本宿 200 番地 1 埼玉県高坂中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日平成30年7月18日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 64,365,325円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県公営企業告示第四十六号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成三十年九月十四日

- 1 調達案件名及び予定数量 埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気 予定使用電力量 2,056,000 キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県吉見浄水場総務部総務担当 埼玉県比企郡吉見町大和田 198
- 3 供給期間平成30年9月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所 埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 1042 番地 6 埼玉県高倉中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日平成 30 年 7 月 18 日
- 6 落札者の氏名及び住所 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額(税抜) 31,075,234円
- 8 落札者を決定した手続 一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日平成30年6月1日

埼玉県選管告示第三十七号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成三十年九月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

病院	種
	別
医療法人 狭山中央病院	施設の開設主体及び名称
番三十五号埼玉県狭山市富士見二丁目十九	所 在 地

埼 玉 県選管告示第三十

を超える 条 \mathcal{O} 三十一年法 一を乗じて得た数と 五. て得た数及び三分 項及び第八十 第 平成三十年 一十分の 一項 数に 律 第七 <u>ー</u>の 六分 第 九 -六条第一 数、 百六 月三日現在 十五条第一項、 \mathcal{O} 四十 八十 十二号)第 \mathcal{O} --- を乗じ _ の数は 項並び 万に三分の一を乗じ 万を超え \mathcal{O} て得た数と四十 第七十六 方自 に 八 条第 地 次 る数に八分 方教 治 のとおり 法 項 育 条 第 \mathcal{O} 行 昭 であ 規定 一項 万に三分の て得た数とを合算し \mathcal{O} 政 和二十二年 \mathcal{O} _ を乗じ 12 組 る。 織及 第八 お け 十条第一 て る び 法 一を乗じ 得た数 選挙権 運営に 律第六十 と 四 を有 項、 て得た数とを合算 関す て得た数、 七号) する者 る法 + 万に 八 律 + 兀 六 \mathcal{O} 一条第 七 分 総 昭 十 万 \mathcal{O} 数 和 兀

成三十. · 年 九 月 + 兀 日

埼 玉 県 選 挙管 理 委員会委員 長 細 田

 \mathcal{O} 総数 方 自 \mathcal{O} 五. 治 + 法 分 第 七 \mathcal{O} + -- \mathcal{O} 兀 条第 数 項及 び 第七 十五条第 項に お け る 選挙 権を有 す る

数 治 行 と 四 政 法 八 +0 第 組 七 十万に三分 万を超える数に 織 + 及 六 び運営 条第一 \mathcal{O} 項、 __ に を乗じ 八分 関 す 第 る法 0 八 _ + て得た数とを合算し 律第 を _ 乗じ 条第 八 条第 7 得た 項及 一項に び 数と四十万に六分 第 て得た数 お 八 ける +- 六条第 選挙権を有 項 \equiv \mathcal{O} を 並 八 す び 九 乗 人

者

の総

数

 \mathcal{O}

じ

て得た

地

方教育

地

方

自

分 \mathcal{O} \mathcal{O} 総 数 方 を乗じ が 自 兀 治 +法 万 第 て得た数 を 八 超 + え 条 لح 八 第 兀 +_ 項 万 以 万 に に 下 お 三分の \mathcal{O} け 場合に る 選挙権を有する者 を乗じ あ 0 7 は、 て得た数とを合算し そ \mathcal{O} \mathcal{O} 総数 四十 の三分 万を超える数に 六 四、 \mathcal{O} て得た 九三一 の数(そ 数) 六

南 南 第二 第 区 選挙 区 区 草 Ш 加 П 市 市 四六、 六 九 五. 兀 \bigcirc 四人 \bigcirc

南 南 第四 第三 区 区 さ さ VI い たま た ま 市 市 北 西 X. 区 二四、 兀 \circ 三四四 \bigcirc \bigcirc 人

南 南 第六 第五 区 区 さ V 11 たま たま 市 市 見沼 大宮 X 区 \equiv 兀 四、 五. 三 五. 九 五六人 人

X さ い たま 市 中央 区 二七、 〇六 人

南

第

七

第

九 X. さ さ VI ま ま 市 市 桜 浦 和 区 区 二六、 兀 七 七 \bigcirc 人

たま市 南 区 五. 兀 兀

南

第

東第四 東第 北第五 北第四 北第三 北第二 北第 西第十 西第十 西第九 西第七 西第五 西第四 南第十 南第十 南第十 南第十 西第 西第 西第十三区 西第十二区 南 西第六区 西第三区 西第二区 南第二十二区 南第二十一区 南第二十区 第十 第十 第十三区 第 区 八 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 九 八区 七 六 五. 兀 区 区 区 X 区 区 区 区 区 区 区 横瀬 秩父市 坂戸市 毛呂山 熊谷市 深谷市 本庄市 日高市 川越市 入間市 所 富士見市 須市 生市 田市 滑 川 東松 鶴ケ島 山市 能市 沢市 戸田市 蕨市 喜 じみ野市 新座市 志木市 鴻巣市 尾市 和光市 朝霞市 市 本市 川市 町 山市 た 町 町 にま市緑区 美 里 市 ま市岩槻区 皆 • 伊奈 Ш 野 嵐 越 三芳 町 町 町 Ш Ш 町 島 町 町 上里町 長瀞町 寄居町 町 町 • 小 • 吉見 Ш 町 町 小 町 • ときが 鹿 野 町 わ 東秩父村 町 五、五、 三六、 二七、 九七、 \equiv 四三、 九六、 三七、 三六、 $\overline{\dot{}}$ 四五、 $\stackrel{\checkmark}{-}$ ==== 一九、 一七、 五、

 六 三 六 七 一 八 六 六

 六 六 三 九 五 二 六 〇

 三 四 五 六 〇 人 人 人

 人 人 人 人 人

 三 二 九 人 人 三四三人 ○ 五 八 五 一 二 八四 六 二 七 七 九 八 六 二 五 九 人 人 人 一 二 八 九 六 四 九 八 六 三八七人 三二人 三四 七四二 六九 Ŧī. 八 九 八六四人 八〇九 八 兀 二人人人 〇 人 人 五. \bigcirc 人

東第二区 连田市 東第一区 春日部市 東第十区 超谷市 東第十区 三郷市 東第十区 三郷市

九六二一四六四七、

二四、

二二三

 八 五 七 五 二 六 四 六

 二 八 六 三

 八 六 八 一 三 八 八 六

 - 七 〇 四 四 三 八 人

 人 人 人 人 人